

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 6 | 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道岩内町長

公表日

令和1年6月28日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 健康増進事業に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>・健康増進法に基づき、各種検診及び健康教育、健康相談、訪問指導等を実施する。</p> <p>・健康増進事業に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 健康増進事業対象者の把握に関する事務2. 各種検診データの記録管理に関する事務3. 健康教育、健康相談、訪問指導等の記録管理に関する事務 |
| ③システムの名称 | 特定健診等支援システム、がん検診システム、検診データ分析支援システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 健康管理ファイル、検診データ管理ファイル、宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一76項 平成26年内閣府・総務省省令第5号第54条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 民生部保健福祉課(健康推進担当) |
| ②所属長の役職名 | 民生部保健福祉課課長(健康推進担当) |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当)0135-62-1011 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町総務部総務財政課(総務担当)0135-62-1011 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | |
|--|--------------|----------|---|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | | | | |
| <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | | | | |
| <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | | | | |
| <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | | | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | | | | | |
| <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | | | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | | | | |
| <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | | | | | |
| <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | | | | | |
| <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | | | | | |
| <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | | | | | | |
| 8. 監査 | | | | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 | | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | | | | | |
| <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> | | | | | | |

变更箇所